

資料編

成田空港地域共生委員会 名簿

根拠規定等

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
	1995(H7)/1/10～	1997(H9)/1/10～	1999(H11)/1/10～	2001(H13)/1/10～	2003(H15)/1/10～	2005(H17)/1/10～	2007(H19)/1/10～

◆ 委員

代表委員（学識経験者）	山本雄二郎	山本雄二郎	山本雄二郎	山本雄二郎	山本雄二郎	山本雄二郎	山本雄二郎
代表委員代理（ 〃 ）	河宮 信郎	河宮 信郎					
委員 地域住民（成田市）	村島 義則	村島 義則					
〃 〃 （成田市）	岩澤 寛	岩澤 寛					
〃 〃 （下総町）		杉原 文哉	——	塚本 修	塚本 修	塚本 修	——
〃 〃 （大栄町）	高木 吉夫	——					
〃 〃 （芝山町）	相川 勝重	相川 勝重	鈴木 孝夫	鈴木 孝夫	——	麻生 孝之	麻生 孝之
〃 〃 （芝山町）	龍崎 春雄	龍崎 春雄	龍崎 春雄	——	——	石毛 博道	石毛 博道
〃 〃 （芝山町）	木内 順	——	——				
〃 〃 （富里市）				木川 義光	木川 義光	木川 義光	木川 義光
〃 〃 （松尾町）		美濃輪恵一	美濃輪恵一	江澤 旭	江澤 旭	江澤 旭	佐瀬 孝一 （山武市）
〃 〃 （蓮沼村）				今関 紘	今関 紘	今関 紘	
〃 〃 （多古町）		鈴木 勲	鈴木 勲	鈴木 勲	鈴木 勲	山辺 智治	山辺 智治
〃 〃 （横芝町）		林 正一郎	林 正一郎 （横芝光町）				
〃 千葉県	今泉 由弘	今泉 由弘	今泉 由弘	石塚 碩孝	加藤 勝	堺谷 操	門井 拓充 高木 健一
〃 成田市助役	出山 隆	木皿木 元	木皿木 元	木皿木 元	小川 利雄	小川 利雄 根本 一彦	——
〃 芝山町助役	伊藤 丈	伊藤 丈	伊藤 敬典	伊藤 敬典	岩澤 幸男	岩澤 幸男	——
〃 下総町助役	藤原 幹生	渡辺 每夫	渡辺 每夫	——	櫻井 宏	櫻井 宏	——

◆ 構成員

国土交通省			鈴木 朗	本保 芳明 春成 誠	井手 憲文	前田 隆平 渡邊 一洋
新東京国際空港公社 （平成16年4月1日からは 成田国際空港株式会社）			伊能 楯雄	伊能 楯雄	伊藤 斉	伊藤 斉

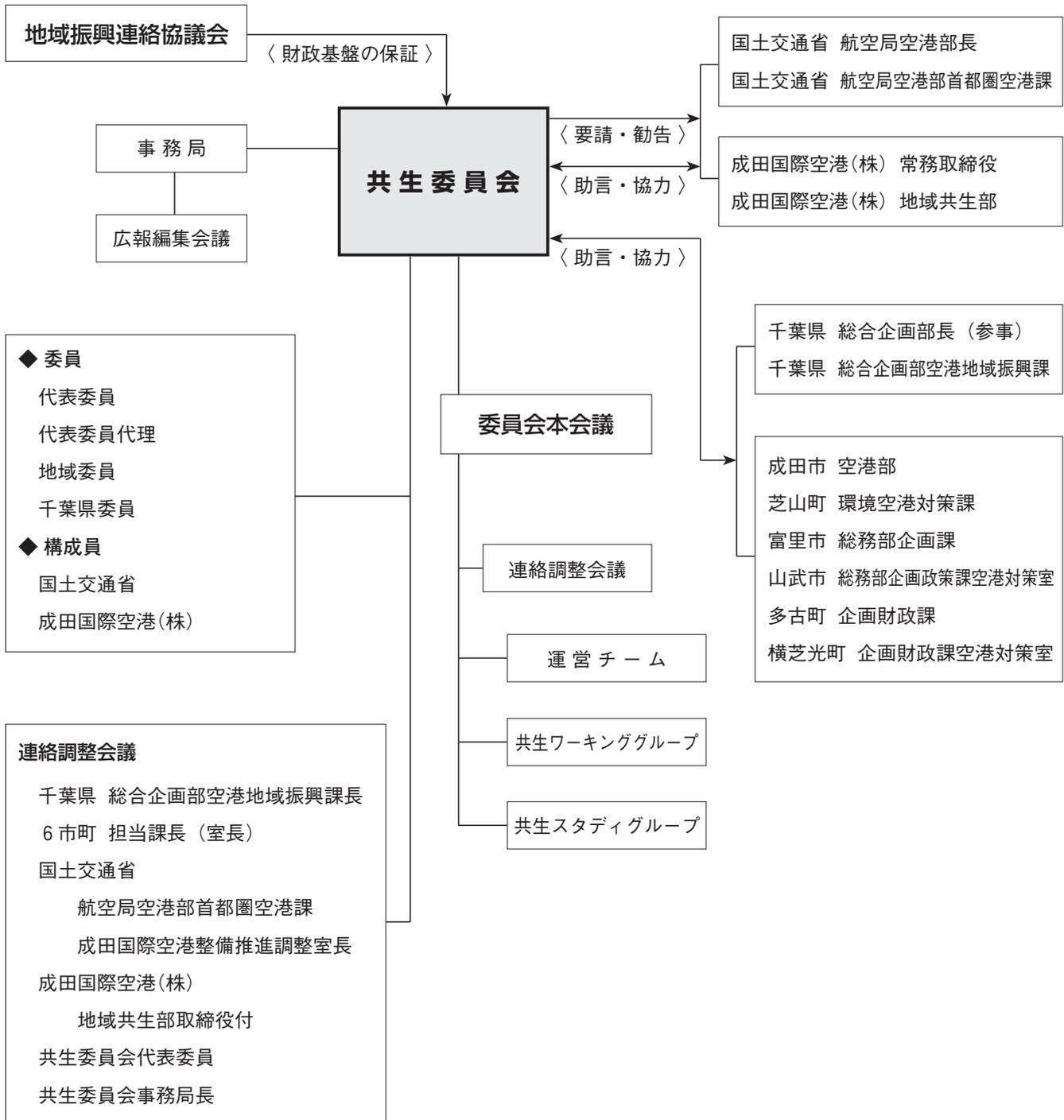
◆ 事務局

事務局長	吉田 和夫	吉田 和夫	成毛 正廣	土屋 二郎	安蒜 榮	高山 守正 野村 敏雄	鶴岡 國二
次長	大塚 敦郎	——	——				

成田空港地域共生委員会 組織図

根拠規定等

2009年（平成21年）1月9日現在



1994年（平成6年）12月19日制定

（設置及び目的）

第1条 運輸省、新東京国際空港公団（以下「空港公団」という。）が行う成田空港（以下「空港」という。）の建設及び運用に関し、空港からマイナスの影響を受ける地域及び地域住民に対する成田空港問題円卓会議の合意事項（平成6年12月10日成田空港問題円卓会議拡大運営委員会において確認されたものをいう。以下「合意事項」という。）の実施状況について点検を行うため、地域振興連絡協議会に成田空港地域共生委員会（以下「共生委員会」という。）を設置し、空港の建設及び運用に関する民主的手続の確保と地域環境の改善を図り、空港と地域の共生の実現に資するものとする。

（業務の内容）

第2条 共生委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 空港の建設及び運用に関し、空港からマイナスの影響を受ける地域及び地域住民に対する合意事項の実施状況の点検に関すること。
- 二 空港の建設及び運用に伴い、マイナスの影響を受ける地域住民からの要望、意見、苦情等の取扱いに関すること。
- 三 空港公団が行う、空港の建設及び運用に伴い生ずる騒音、大気及び水質の状況、並びに飛行コース、飛行回数などの情報公開の内容及びその方法の点検に関すること。
- 2 前項の協議において、運輸省、空港公団の実施する施策が、合意事項の基本的な考え方に照らして適当でないと認められたときは、共生委員会は、運輸省、空港公団に対し、改善策を要請できる。この場合、運輸省、空港公団は、その要請を基本的に受け入れなければならない。なお、運輸省、空港公団はこの要請を実施できない正当な理由がある場合は、その理由を文書をもって回答しなければならない。
- 3 第1項の協議に際し必要と認めた場合は、運輸省、空港公団に対して、共生委員会は情報の提供を求めることができる。この場合、運輸省、空港公団は、個人情報等の公開基準に抵触しない範囲において、情報を提供しなければならない。
- 4 共生委員会は、前条の目的を達成するため、その他必要と認められる事業を実施する。

（委員）

第3条 共生委員会の委員は、次に掲げる者の中から、地域振興連絡協議会会長が委嘱する。

- 一 学識経験者
 - 二 騒音地域等関係地域住民
 - 三 千葉県の職員
 - 四 関係市町の助役
- 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、委員に欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（代表委員及び代表委員代理）

第4条 共生委員会に代表委員及び代表委員代理を置き、学識経験者のうちから、これを選出する。

- 2 代表委員は会務を総理し、共生委員会を代表する。
- 3 代表委員は、地域住民からの要望、意見、苦情等を処理し、その結果を共生委員会の会議（以下「会議」という。）に報告する。但し、重要な案件については、会議に付する。
- 4 代表委員は、個人情報等を保護するため、委員に対し、守秘義務を課することができる。
- 5 代表委員代理は代表委員を補佐し、代表委員が欠けたとき又は代表委員に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、代表委員が召集し、代表委員が会議の議長となる。

- 2 定例会議は年2回開催し、代表委員が必要であると認める場合はその都度会議を開く。

- 3 委員は、前項後段の会議開催を代表委員に要請することができる。また委員は、第2条第1項の協議事項について、会議に議題を提案することができる。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 5 代表委員は、会議に運輸省、空港公団の出席を要請することができる。この場合、運輸省、空港公団は、説明者として出席しなければならない。
- 6 代表委員は、この会議を公正かつ円滑に行うため、必要に応じ、広く関係住民等の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 会議の議決は出席者全員の一致を原則とするが、議論を尽くしてなお一致が見られない場合は、代表委員代理の意見を聞いて代表委員が決する。
- 8 会議は、地域住民からの個人的な要望、意見、苦情等を取り扱うことに鑑み、原則として非公開とする。但し、代表委員が公開する必要があると認めた場合は、この限りではない。

(事務局)

第6条 この共生委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、成田市に置く。
- 3 事務局長は、代表委員が任命する。
- 4 事務局長は、代表委員の命により、空港の建設及び運用に関する地域住民からの要望、意見、苦情等の具体的検討に関する業務を処理する。この場合、運輸省、空港公団は、事務局長が行う要望、意見、苦情等の具体的検討に関する業務の処理に誠意をもって対応しなければならない。

(改正)

第7条 この要綱の改正は、地域振興連絡協議会会長が行う。

- 2 この場合、地域振興連絡協議会会長は、地域振興連絡協議会の委員、共生委員会の委員及び運輸省で構成する合同協議会を設け、改正案について当該協議会の議を経ることとする。なお、議決にあたっては、出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めのないもので、必要な事項は、代表委員が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成6年12月19日から施行する。
- 2 第3条第1項の委員の委嘱に当たっては、この要綱の施行後2年間は、隅谷調査団の意見を聞かなければならない。

2007年（平成19年）1月10日最終改正

（設置及び目的）

第1条 国土交通省、成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）が行う成田空港（以下「空港」という。）の設置、管理及び運用に関し、成田空港問題円卓会議の合意事項（平成6年12月10日成田空港問題円卓会議拡大運営委員会において確認されたものをいう。以下「合意事項」という。）の実施状況についての点検を行うため、地域振興連絡協議会に成田空港地域共生委員会（以下「共生委員会」という。）を設置し、空港の設置、管理及び運用に関する民主的手続の確保と地域環境の改善を図り、空港と地域の共生の実現に資するものとする。

（業務の内容）

第2条 共生委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 空港の設置、管理及び運用に関し、空港から影響を受ける地域及び地域住民に対する合意事項の実施状況の点検に関すること。
- 二 空港の設置、管理及び運用に伴い、影響を受ける地域住民からの要望、意見、苦情等の取扱いに関すること。
- 三 空港公団が行う、空港の設置、管理及び運用に伴い生ずる騒音、大気及び水質の状況、並びに飛行コース、飛行回数などの情報公開の内容及びその方法の点検に関すること。
- 四 地域住民に対する地域環境の改善状況等の広報に関すること。

2 前項第一号から第三号までの事項に係る協議において、国土交通省、空港会社の実施する施策が、合意事項の基本的な考え方に照らして適当でないと認められたときは、共生委員会は、国土交通省、空港会社に対し、改善策を要請できる。この場合、国土交通省、空港会社は、その要請を真摯に受け止め、誠実に応えるものとする。

3 共生委員会は、第1項第一号から第三号までの事項に係る協議に際し必要と認めた場合は、国土交通省、空港会社に対して、情報の提供を求めることができる。この場合、国土交通省、空港会社は、個人情報等の公開基準に抵触しない範囲において、情報を提供するものとする。

4 共生委員会は、前条の目的を達成するため、地域振興連絡協議会会長の承認を得て、その他の事業を実施することができる。

（委員）

第3条 共生委員会の委員は、次に掲げる者の中から、地域振興連絡協議会会長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 騒音地域等関係地域住民
- 三 千葉県の職員

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（代表委員及び代表委員代理）

第4条 共生委員会に代表委員及び代表委員代理を置き、学識経験者のうちから、これを選出する。

- 2 代表委員は会務を総理し、共生委員会を代表する。
- 3 代表委員は、地域住民からの要望、意見、苦情等を処理し、その結果を共生委員会の会議（以下「会議」という。）に報告する。ただし、重要な案件については、会議に付する。
- 4 代表委員は、個人情報等を保護するため、委員に対し、守秘義務を課することができる。
- 5 代表委員代理は代表委員を補佐し、代表委員が欠けたとき又は代表委員に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、委員及び国土交通省、空港会社の職員で構成する。

- 2 会議は、代表委員が召集し、代表委員が会議の議長となる。
- 3 会議の構成員は、会議開催を代表委員に要請することができる。また会議の構成員は、第2条第1項の協議事項について、会議に議題を提案することができる。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 5 代表委員は、この会議を公正かつ円滑に行うため、必要に応じ、広く関係機関、関係住民等の出席を要請し、意見を聞くことができる。
- 6 会議の議決は出席者全員の一致を原則とするが、議論を尽くしてなお一致が見られない場合は、代表委

員代理の意見を聞いて代表委員が決する。

- 7 会議は、地域住民からの個人的な要望、意見、苦情等を取扱うことに鑑み、原則として非公開とする。ただし、代表委員が公開する必要があると認めた場合は、この限りではない。

(事務局)

第6条 共生委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、成田市に置く。
- 3 事務局長及び事務局職員は、地域振興連絡協議会会長の承認を得て、代表委員が任命する。
- 4 事務局長は、代表委員の命により、空港の設置、管理及び運用に関する地域住民からの要望、意見、苦情等の具体的検討に関する業務を処理する。この場合、国土交通省、空港会社は、事務局長が行う要望、意見、苦情等の具体的検討に関する業務の処理に誠意をもって対応するものとする。

(改正)

第7条 この要綱の改正は、代表委員の意見を聴いた上で、地域振興連絡協議会会長が行う。

- 2 この場合、地域振興連絡協議会会長は、地域振興連絡協議会総会の議を経ることとする。なお、議決にあたっては、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めのないもので、必要な事項は、地域振興連絡協議会会長の承認を得て、代表委員が別に定める。

附則 この要綱は、平成6年12月19日から施行する。

附則 この要綱は、平成9年1月9日から施行する。

附則 この要綱は、平成13年1月10日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年6月25日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年1月10日から施行する。

参考 設置要綱の主な改正点

1. 平成9年1月9日改正

附則2「第3条第1項の委員の委嘱に当たっては、この要綱の施行後2年間は、隅谷調査団の意見を聞かなければならない。」を「第3条第1項の委員の委嘱に当たっては、当分の間、隅谷調査団の意見を聞くこととする。」に改めた。

2. 平成13年1月10日改正

(1) 地域づくりに資する調査、研究を行うため、第1条(設置及び目的)中、「実施状況についての点検を行うため、」を「実施状況についての点検を行うとともに、地域づくりに資する調査、研究等を行うため、」に改め、第2条(業務の内容)第1項に「第四号 地域づくりに資する調査、研究等に関すること。」を加えた。

(2) 国土交通省及び空港公団の職員を会議の構成員とするため、第5条(会議)中、第1項を第2項とし、第1項に「会議は、委員および国土交通省、空港公団の職員で構成する。」を加え、第2項および第5項を削除するなどの改正を行った。

(3) 委員の委嘱に関する規定の、附則2を削除した。

3. 平成16年6月25日改正

(1) 地域づくりに関する業務を地域振興連絡協議会へ移管したことから第1条(設置及び目的)中、「点検を行うとともに、地域づくりに資する調査、研究等を行うため、」を「点検を行うため、」に改め、第2条(業務の内容)第1項第四号「地域づくりに資する調査、研究等に関すること。」を「地域住民に対する地域環境の改善状況等の広報に関すること。」に改めるなどの改正を行った。

(2) 国土交通省及び空港会社との関係において、第2条(業務の内容)第2項中、「その要請を基本的に受け入れるものとする。なお、国土交通省、空港公団は、この要請を実施できない正当な理由があるときは、その理由を文書をもって回答するものとする。」を「その要請を真摯に受け止め、誠実に応えるものとする。」に改めるなどの改正を行った。

4. 平成19年1月10日改正

市町村合併により、第3条(委員)第1項第四号の「関係市町村の助役」を削除した。

1994年（平成6年）12月19日改正

（成田空港地域共生委員会）

第7条 協議会に、成田空港問題円卓会議の合意事項の実施状況についての点検等を行うため、成田空港地域共生委員会（以下「共生委員会」という。）を置く。

2 共生委員会に関し設置要綱等必要な事項は、円卓会議の意志決定に従い、会長が別に定める。

成田空港問題円卓会議の終結について

根拠規定等

平成6年10月14日

閣議報告

1. 成田空港問題を話し合いにより解決するため、平成3年11月に成田空港問題シンポジウムが開始された。その結論に基づいて、昨年9月、空港と地域との共生の道を話し合う場として、成田空港問題円卓会議が設けられ、議論を重ねてきた。

その結果、去る10月11日の円卓会議において、とりまとめ役である隅谷調査団から、空港を巡る対立構造を解消し、成田空港問題の解決のための最終的な見解として、「成田空港問題円卓会議の終結にあたって」が示され、会議の構成員のすべてがこの見解を会議の結論とすることを了承した。

その概要は次のとおりである。

（1）平行滑走路の整備は必要であるという運輸省の方針は理解できること。

ただし、その用地取得は話し合いにより行うこと。

横風用滑走路の整備については、平行滑走路が完成する時点であらためて提案すること。なお、横風用滑走路計画用地を現滑走路と平行滑走路間の航空機の地上通路として整備するという運輸省の方針は理解できること。

（2）円卓会議で提案のあった「地球的課題の実験村」の構想については、運輸省に検討委員会を設けて、すみやかに具体化のための検討を開始すること。

（3）空港の建設・運営における公正を担保するための第三者機関として、共生懇談会（仮称）を設置すること。

（4）騒音対策の一層の充実や成田空港周辺地域振興策の推進などについては、円卓会議の結論に従って、その実現のために努力すること。

2. 円卓会議で今後の成田空港の整備を民主的な手続で進めていくことが合意されたことにより、成田空港をめぐる対立構造が解消し、成田空港問題は新しい局面を迎えることとなった。

このため、今後、円卓会議の結論を最大限尊重してその実現に努めるとともに、これまでの空港づくりの反省の上に立って誠意をもって話し合いを行うことにより、用地の取得や騒音移転の問題の解決に全力を尽くし、地域と共生できる成田空港の整備に積極的に取り組んでいくこととする。

この場合、滑走路については、まず、平行滑走路と地上通路の整備に取り組むこととしたい。また、成田空港周辺地域振興策については、千葉県が中心となって計画的に進められることとなるが、国としてもこれを支援していく必要があると考える。

成田空港問題の解決のためには政府全体の取り組みが不可欠であるという認識のもとに、諸施策の実施について引き続き関係行政機関の幅広い支援、協力をお願いするものとする。

平成6年12月10日
隅谷調査団

シンポジウム、円卓会議をすすめてきたこの3年間は、「成田空港問題」の原因を究明し、その現状を明らかにし、あわせて社会正義に適った解決の途を見出す努力の積み重ねであった。

この経緯の中で、内陸空港が地域社会に対して環境の激変等多大な影響をもたらす存在であるにもかかわらず、空港の建設及び運用について直接マイナスの影響を受ける住民との対話が尽くされておらず、したがってその意見が十分に反映されなかったということが明らかにされてきた。さらに、これらの問題を解決することが今後の「成田空港問題」のもっとも大きな課題であるという認識に至ったところである。

「成田空港問題」解決への道筋は、空港の設置によって現在及び将来にわたってマイナスの影響を受ける人々や地域の視点にたつて、あらためて具体的問題を検証することであった。

幸いにして、このことは「成田空港問題円卓会議」における理性的かつ真摯な議論を経るなかで、すべての参加者の共有する認識となり、円卓会議の結論として結実したものと信ずるところである。

このことに関連して、所見では以下の事柄が確認されている。

- ① 平行滑走路整備にあたっては、あらゆる意味で強制的手段が用いられてはならず、あくまでも話し合いにより解決されねばならないこと。また、横風用滑走路については、平行滑走路が完成した時点で改めて地域社会と充分話し合いを重ね、その賛意を得て進めるのが適当であること。
- ② 騒音対策について、国は円卓会議で約束した事柄を確実に実施すべきである。すなわち、発生源対策、深夜発着便の調整、全体の発着回数の管理、さらには民家防音工事の強化、防音堤・防音林の増強、騒音研究機関の設置及び新たな移転対策など広汎な施策を実施すること、並びに航空機からの落下物やエンジンテストに伴う騒音などの解決に取り組むこと。
- ③ 空港の出現によって侵害された緑の環境、地下水の問題なども今後解決されなければならないこと。

このように、「成田空港問題」の基底にあった「対立構造」の解消が図られたとはいえ、原因者たる空港運営主体に自主的な対応を求めるだけでは、将来にわたって空港からマイナスの影響を受ける立場の人々を守るうえで不十分である。

したがって、その外部に、空港の建設・運用が「円卓会議」の合意に従って進められているかどうかをチェックし、地域住民からの苦情等を受けとめる役割をもつ第三者機関「成田空港地域共生委員会」を設ける必要がある。この委員会の任務は、円卓会議の結論を正しく実現することによって、将来にわたって空港と地域の共生をはかることである。

このことから、この委員会は次の点を基本認識としてすすめられるべきである。

- ① 円卓会議において、すでに、「成田空港問題」の「社会的正義に適った解決の途」は合意されたことから、この委員会の運営は、あくまでその結論に沿ってすすめられること。
- ② 空港の設置によりマイナスの影響を受ける側の視点に立って、円卓会議の合意事項を運輸省・空港公団が確実に実行するよう点検すること。
- ③ 円卓会議で議論され確認された「地球的課題の実験村」や地域の振興等に関する事項については、関係する行政機関等で対応すべき事柄であるから、この委員会では扱わないものとする。

1994年（平成6年）12月10日

1 自ら積極的に公開する情報の種類

公団は、以下の情報について情報センター（仮称）を設置することにより積極的な情報公開に努める。

（1）環境情報

航空機騒音、大気質、空港境界における河川の水質、低周波空気振動

（2）運用情報

時間帯別・機種別・出発到着地別・貨客別・騒音機材別運行予定、同実績（南北別を含む）、落下物発生件数、飛行コース

（3）共生施策実施状況

（4）その他情報

- ・地域相談センター受理件数
- ・空港利用客数、空港利用貨物情報

2 共生委員会設置要綱第2条第3項の公開基準は、下記の各号に該当するもの以外のものとする。

（1）公団が業務上知りえた地権者、移転者、騒音地区内居住者、空港内従業員等の個人に関する情報であって、公開することにより個人の権利、利益を侵害するおそれのあるもの

（2）テナント等事業者の企業内部情報であって、公開することにより正当な事業運営等に支障を与えるおそれのある情報

（3）公開することによって空港や企業及び個人の安全が損なわれるおそれのある情報

（4）公団内部における意思決定前の情報

（5）他の団体との協議等に関する情報であって、公開することにより当該団体に著しい不利益を与え又は信頼関係が損なわれると認められるもの

（6）その他法令等により、公開することができない情報

以上については、平成6年12月10日成田空港問題円卓会議拡大運営委員会において確認された。

1994年(平成6年)12月10日

以下の事項は、成田空港問題円卓会議における合意事項として、平成6年12月10日、成田空港問題円卓会議拡大運営委員会において、確認された。その後、平成13年1月10日、平成16年7月26日、平成18年2月3日、円卓会議合意事項の取り扱いについて、それぞれの修正を行った。

1 騒音問題

- ① 民家防音工事については、再助成を図る。
- ② 従来の防音工事の施工方法の見直しについては、サッシの軽量化や種類を増やすなど施工方法を改善する。
- ③ 低周波騒音についての実態調査及び原因究明、さらに対応については、継続的に取り組んでいく。
- ④ 飛行コースが守られるよう取り組んでいく。
- ⑤ 騒音等の監視・観測及び今後の騒音対策の研究の推進のための体制を整備し、運営していく。
- ⑥ エンジンテスト等営業騒音については、極力、騒音を減らすよう努力していく。
- ⑦ 防音林・防音堤の拡充を計画的に進めていく。
- ⑧ 航空機の低騒音化を進めることなどを内容とする「航空法の一部を改正する法律」の趣旨に沿って、高騒音機について段階的に運航を禁止するなど、航空機エンジンの低騒音化に積極的に取り組んでいく。
- ⑨ 第1種騒音区域コンターに隣接している区域に対する対策については、今後とも、自治体等と相談していく。なお、4000m滑走路と平行滑走路の狭間になる地域において、防音工事が先行的に行われているが、平行滑走路供用後に新たな影響があれば、自治体等と相談して対策を講ずる。

2 移転問題

- ① 空港用地内移転者と騒音地区移転者では税金や移転先用地の問題で不公平であるという点については、税の問題は、騒特法の線引きによって解消されるが、線引き以前についても線引き後との不公平が生じないように対応する。移転先用地の確保の問題については、不公平のないように取り組んでいく。
- ② 移転対策については、地域社会のつながりを維持した集団移転を基本に取り組んでいく。
- ③ 80WECPNL以下の一定の地域から、騒音を理由として移転を希望する者に対して助成のための対策を行う。

3 落下物問題

落下物対策については、点検整備の徹底、洋上脚下げの徹底など再発防止にあらゆる知恵を尽くして努力していく。

4 環境問題

- ① 今後、空港公団の行う自己監査については、調査の方法、評価の方法、情報公開の方法に第三者の意見が反映されるようなシステムを考え、実施していく。
- ② 失われた緑・林の回復については、計画的な推進を図っていく。
- ③ 空港内活動の環境への影響については、騒音・大気・水質等の測定値を積極的に情報公開し、地域の環境に影響を与えぬよう努力する。なお、環境基準値がないものについては、極力その影響を小さくするよう留意して対応を図っていく。

5 電波障害

電波障害対策は、今後も継続して工事を進めていく。

6 滑走路計画

- ① 平行滑走路の整備については、あらゆる意味で強制的手段が用いられてはならず、あくまでも話し合いにより解決する。
- ② 横風用滑走路については、平行滑走路が完成した時点であらためて地域社会に提案し、その賛意を得て進めるのが適当であるが、これを地上通路として整備することは別の問題である。
- ③ 平行滑走路の供用開始時における飛行回数は20万回を限度として、その後の回数増加は地元と協議する。ただし、騒音対策等の基本となる騒音コンターについては、総飛行回数を22万回として対策を順次実施していく。
- ④ 深夜便の運航については、4000m・平行滑走路とも飛行時間は23時までとするが、両滑走路とも平行滑走路の供用時点で、22時台の便数は、それぞれ現在の4000m滑走路の便数(10便/日)以下とする。また、22時台の運航機材は、平行滑走路の供用時点で新騒音基準適合機による運用となるよう努める。
なお、上記のうち③及び④については、地域社会に直接重大な影響を及ぼすことであるから、国土交通省・空港公団は、供用開始にあたっては、騒音対策の実施状況を含め、改めて地元及び関係住民と協議すること。

7 移転跡地

移転跡地などの騒音対策用地の環境については、放置することなく、例えば伝統的な農家を保存し博物館のように整備するとともに、湿地帯については自然公園として整備するなど具体的に地域と相談する。

2001年（平成13年）1月10日
 国土交通省
 新東京国際空港公団
 成田空港地域共生委員会

成田空港地域共生委員会設置要綱第1条にいう「合意事項」の以下の項目については、今後次のように取り扱うものとする。

1 騒音問題

新	旧
⑤騒音等の監視・観測及び今後の騒音対策の研究の推進のための体制を整備し、 <u>運営していく。</u>	⑤騒音等の監視・観測及び今後の騒音対策の研究の推進のための体制を整備する。
⑨第1種騒音区域コンターに隣接している区域に対する対策については、 <u>今後とも</u> 、自治体等と相談していく。 <u>なお、4000m滑走路と平行滑走路の狭間になる地域において、防音工事が先行的に行われているが、平行滑走路供用後に新たな影響があれば、自治体等と相談して対策を講ずる。</u>	⑨第1種騒音区域コンターに隣接している区域に対する対策については、 <u>今後の課題として</u> 、自治体等と相談していく。

4 環境問題

新	旧
①今後、空港公団の行う自己監査については、調査の方法、評価の方法、情報公開の方法について、第三者の意見が反映されるようなシステムを考え、 <u>実施していく。</u>	①今後、空港公団の行う自己監査については、調査の方法、評価の方法、情報公開の方法について、第三者の意見が反映されるようなシステムを考えていく。
③空港内活動の環境への影響については、騒音・大気・水質等の測定値を積極的に情報公開し、 <u>地域の環境に影響を与えぬよう努力する。</u> なお、環境基準値がないものについては、極力その影響を小さくするよう留意して対応を図っていく。	③空港内活動の環境への影響については、騒音・大気・水質等の測定値を積極的に情報公開していく。なお、環境基準値がないものについては、極力その影響を小さくするよう留意して対応を図っていく。

2004年（平成16年）7月26日
成田空港地域共生委員会

※各項目・事項の番号は、5項目17事項の整理番号

項目	事項
1. 航空機騒音	<ul style="list-style-type: none"> (1) W値の逆転現象への対応 (2) 民家防音工事の恒久的助成制度に向けた「再々助成制度」の検討 (3) 民家防音工事におけるサッシの軽量化と改善策 (4) 民家防音工事の経年変化対策 (5) 飛行コースの遵守 (6) 4000m滑走路関連、平行滑走路関連の防音林・防音堤の整備 (7) 発生源対策として、今後も航空機の低騒音化に取り組む
2. 環境	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域環境、騒音下住民の健康に与える環境の把握（航空機騒音大気質、低周波空気振動、営業騒音等） (2) 農業用ビニールハウス汚染の原因究明 (3) 緑、林の回復について計画的な推進 (4) 移転跡地の十分な管理および有効活用
3. 落下物	再発防止一とくに北側からの着陸時の対策
4. 電波障害	電波障害対策は、今後も継続して工事を進めていく
5. 滑走路計画	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平行滑走路については、話し合いにより解決 (2) 横風用滑走路については、平行滑走路が完成した時点であらためて地域社会に提案し、その賛意を得る (3) 平行滑走路の供用開始時における発着回数は20万回を限度として、その後の回数増加は地元と協議する (4) 22時台の便数（10便／日）の遵守

2006年（平成18年）2月3日
成田空港地域共生委員会

※各項目・事項の番号は、5項目17事項の整理番号

区 分	項 目	事 項
I. 重点をおく 事項	1. 航空機騒音	(1) W 値の逆転現象への対応
	5. 滑走路計画	(1) 平行滑走路については、話し合いにより解決 (3) 平行滑走路の供用開始時における発着回数は 20 万回を限度として、その後の回数増加は地元と協議する (4) 22 時台の便数（10 便／日）の遵守 注：5. (1) (3) は、点検にとらわれず、事態の推移を見守りながら継続的に扱う。
II. 必要に応じ て報告を求め る事項	1. 航空機騒音	(3) 民家防音工事におけるサッシの軽量化と改善策 (4) 民家防音工事の経年変化対策 (5) 飛行コースの遵守 (6) 4000m 滑走路関連、平行滑走路関連の防音林・防音堤の整備
	2. 環境	(1) 地域環境、騒音下住民の健康に与える環境の把握（航空機騒音、大気質、低周波音、営業騒音等）
	3. 落下物	再発防止—とくに北側からの着陸時の対策
III. 事態の推移 を見守る事項	1. 航空機騒音	(2) 民家防音工事の恒久的助成制度に向けた「再々助成制度」の検討 (7) 発生源対策として、今後も航空機の低騒音化に取り組む
	2. 環境	(2) 農業用ビニールハウス汚染の原因究明 (3) 緑、林の回復について計画的な推進 (4) 移転跡地の十分な管理および有効活用
	4. 電波障害	電波障害対策は、今後も継続して工事を進めていく
	5. 滑走路計画	(2) 横風用滑走路については、平行滑走路が完成した時点であらためて地域社会に提案し、その賛意を得る

（会社の目的）

第一条 成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的とする株式会社とする。

（成田国際空港）

第二条 この法律において「成田国際空港」とは、附則第十二条第一項の規定により会社が新東京国際空港公団（以下「公団」という。）から承継した空港をいう。

（事業の範囲）

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 成田国際空港の設置及び管理
 - 二 成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理
 - 三 成田国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で成田国際空港を利用する者の利便に資するために成田国際空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理
 - 四 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う次に掲げる事業
 - イ 緩衝地帯の整備のための土地等の取得、造成、管理及び譲渡
 - ロ 騒音防止工事等を行う者に対する助成
 - ハ 住居を移転する者等に対する損失の補償及びその所有する土地の買入れ
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う事業であって政令で定めるもの
 - 五 前号に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業
 - イ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる生活環境への影響を緩和するために必要であると認められる政令で定める事業であって成田国際空港の機能の発揮に資するものを行う者に対し、出えんする事業
 - ロ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害の防止、成田国際空港の周辺の地域の整備その他の成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資する事業を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、交付金を交付する事業
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業であって政令で定めるもの
 - 六 前各号の事業に附帯する事業
 - 七 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業
- 2 会社は、前項第七号の事業を行おうとするときは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（生活環境の改善に対する配慮等）

- 第六条 会社は、成田国際空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で不可欠であることにかんがみ、その事業の実施に当たり常に成田国際空港の周辺における生活環境の改善に配慮するとともに、前条第一項第四号及び第五号に掲げる事業を適切かつ確実に営まなければならない。
- 2 国は、会社が前条第一項第四号及び第五号の事業を円滑に実施することができるよう配慮するものとする。

（監督）

- 第十五条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。
- 2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。